

余暇のための公教育：アリストテレス『政治学』における音楽教育論に着目して

酒井，健太郎
環太平洋大学次世代教育学部：講師

<https://doi.org/10.15017/6758697>

出版情報：哲学論文集. 58, pp.17-35, 2022-09-22. The Kyushu-daigaku Tetsugakukai
バージョン：
権利関係：

余暇のための公教育

— アリストテレス『政治学』における音楽教育論に着目して

酒 井 健 太 朗

はじめに

人類学者のデヴィッド・グレーバーは、現代社会は労働時間を大幅に削減し大量の余暇を生み出すほどの技術力を有しているにもかかわらず、そのような余剰時間を発生させることを許さない「ブルシットジョブ（クソどうでもいい仕事）」にあふれていると喝破した。このような考察の途上で、仕事そのものに意味を見出さないアリストテレスの見解が参照されていることは重要だろう。これは、余暇に重きを置かない、あるいはそれを仕事のための単なる息抜きであると思わしがちな現代社会の潮流は唯一のものではなく、アリストテレスの提示する見解をオルタナティブな選択肢としてわれわれが持つ可能性を示唆する。彼は『政治学』において余暇こそが人間の目的であると主張し、その目的を果たす手段の1つとして公教育を重視する。しかし、この両者の関係には不明瞭な点が多い。そこで本稿では、アリストテレスの音楽教育論を手がかりに、公教育の余暇への寄与の内実を明確化することを目論む。

本稿の構成は以下のようになる。第一節では、余暇を重視するアリストテレスの議論を概観したうえで、彼がそこで観想活動を行うことこそが幸福であると考えていたことを明らかにする。第二節では、『政治学』第七巻および第八巻の最善の国家における教育論を参照することで、公教育こそが余暇に観想活動を行うために必要であることを確認する。第三節では、その公教育のうちで音楽教育が最も重視されていることを確認し、この音楽教育と観想活動の関係について先行研究に反論したうえで、本稿の解釈を提示する。第四節では、想定される反論に応答することで、本稿の解釈をより確かなものとする。

一 余暇における観想活動

アリストテレスの余暇に関する見解を確認するためには、まず『形而上学』A巻第一章を参照せねばならない。彼はそこで、感覚、記憶、経験、そして学問的知識ないし技術という認知プロセスを提示したうえで、事柄の原因に関わる技術と関わらない経験を対比させる (*Metaph. A1, 980a27-981b10*)²⁾。そのうえで、技術の発明者に着目した以下のような主張がなされる。

だが、さらにいろいろの技術が発明されてゆき、そしてその或るものは実生活の必要のためのものであり、他の或るものは安楽な暮らしに関するものであるが、これらの場合にもいつでも人は、この娯乐的な術の発明者の方を、前者のそれよりも、その認識が何らかの実際の効用をも狙っていないからという理由で、いつそう多く知恵ある者だと考えた。そこからさらに、すでにこうした諸技術がすべてひととおり備わったとき、ここに、快樂を目指してでもないがしかし生活の必要のためでもないとこの認識「諸学」が見いだされた、しかも最も早くそうした暇な生活を始めた人々の地方において最初に。だから、エジプトあたりに最初に数学的諸技術が起こったのである。というのも、そこではそ

の祭司階級のあいだに暇な生活をする (*syoiáicav*) 余裕が恵まれていたからである。 (*Metaph. A 1, 981b17-25*)

ここでは、世間一般の通念が、実生活に直結しない技術の発明者に「知恵」が帰せられているというものであるとアリストテレスは理解している。単なる生活のための技術よりも安楽な暮らしのための技術が、安楽な暮らしのための技術よりも実生活に何ら関係しないものための技術が尊重される。そして、このような技術を発明するためには「暇な生活をする」と、すなわち余暇が必要であり、その技術の具体例として「数学的諸技術」が挙げられることになる。

さて、アリストテレスは先の引用に続く箇所⁵⁾で、おそらく『ニコマコス倫理学』第六巻の知の分類を想定しつつ、「第一の原因や原理」にかかわる「知恵 (*σοφία*)」のうち、制作知よりも「観想知 (*θεωρητικαί*)」の方が優先されると述べる (*Metaph. A 1, 981b25-982a3*)。先の数学的諸技術を代表とする実生活に何ら関係しない技術は、この「観想知」に相当するだろう。そもそもその知恵は、『ニコマコス倫理学』第六巻第七章において思慮 (*φρόνησις*) と対比されるものである。ここでは、思慮が「普遍的な知と個別的な認知の両方」 (*EN, VI 7, 1141b21-22*) に関わり、他方「関わる事柄が常に同じ」 (*EN, VI 7, 1141a26*) 知恵は普遍的な知のみを対象とすると主張される。すなわち、そのような知恵を有する人（「知者 (*σοφός*)」は、思慮ある人と異なり利益に関係する個別的な知を持たず、「尋常でないこと、驚くべきこと、困難なこと、神的なこと」を対象とする普遍的な知を持つ (*EN, VI 7, 1141b2-8*)。

さて、アリストテレスは『ニコマコス倫理学』第一〇巻第六章から第九章において、「幸福 (*εὐδαιμονία*)」論を展開する。そこでは知性 (*νοῦς*) が最善の徳であるという前提のもと、それらを發揮する観想活動が「もっとも完全な幸福」であると述べられることになる (*EN, X 7, 1177a12-21*)。そしてアリストテレスは、『ニコマコス倫理学』の中でも、その「幸福は余暇のうちにある」 (*EN, X 7, 1177b4*) と述べる⁶⁾。このような観想活動と余暇を結びつけることとなる。ここでの観想活動は哲学を指す (*EN, X 7, 1177a18-27*)。

二 最善の国家における公教育の必要性

前節では、余暇における哲学的観想活動こそが幸福であるというアリストテレスの思想を確認した。次に、この理想を達成するための手立てとしての教育についても論じる必要がある。本節では、『政治学』第七巻および第八巻における最善の国家の教育論を参照することで、アリストテレスが余暇のために公教育が必要であると考えていたことを示す。

まず、アリストテレスが『政治学』において公教育論を提示する文脈を確認しよう。彼は、最善の国家に近い現実中存在する国々について調査していく際、当時のギリシア社会における「ゆとりある生活」が重要なものであるという通念を参照したうえで、その実現方法を考察することは困難な問題であると評価する(II 9, 1269a34-36)。しかしアリストテレスによれば、立法者(政治家)はまさに、「最善の人々」のために余暇を確保せねばならない(II 11, 1273a32-35)。というのも、余暇のない状態(*dyknoia*)は思考を妨害し、「自由人の身体や魂や思考を、徳の実践や行使には役立たないものに」してしまからである(VIII 2, 1337b8-15)。むしろ、「徳の涵養や政治的实践にはゆとりが必要」(VII 9, 1329a1-2)であり、それゆえ、自由人(そしてその中でも最善の人々)はゆとりある生活を過ごさねばならない。

さて、アリストテレスは『政治学』第七巻第一四章において、政治家の本来の任務を明らかにする。彼は余暇——労働、平和——戦争、美しい事柄を目指す行為——必要不可欠で有益な事柄という三つのペアを提示したうえで、最善の国家における政治家は、それぞれのペアの前者が後者より重視されることを理解したうえで立法し、その法律をもとに、余暇や平和、そして美しい事柄を目指す行為を選択するような教育体制を敷かねばならないと主張するのである(VII 14, 1333a30-b5, cf. VIII 3, 1338a9-13)。

それでは、このような教育は誰が担うべきであるのか。アリストテレスの答えは、最善の国家において教育を担うのは公

であるというものである。

また、国家全体にとって目的は一つであるのだから、必然的にすべての市民の教育も一つであり、同じでなければならぬ。ないし、教育の配慮も、各個人が自分の子どもを個人的に世話し、自分がよいと思う独自の教科を教えるといった現在の個人単位のやり方ではなく、共通になすべきである。また、公共の事柄に関する訓練も共通に行うべきである。そして、それとともに市民は誰であれ、自分を自分に属するものと考えてはならず、各人は国家の一部なのであるから、すべての市民が自分を国家に属するものと考えねばならない。そして、個々の部分への配慮は、全体への配慮に向かうのが自然である。このことから、人はラケダイモン人を賞賛できるだろう。なぜなら、彼らは子どもに対して最大限の配慮をし、その配慮を共同で行うからである。(VIII.1, 1337a21-32)

アリストテレスは当時のギリシアにおける私教育に異を唱え、公教育を推奨している。というのも、国それ自体の目的は一つであり、国民は国の部分であるため、そのような部分の教育は全体のために行われるべきだからである。このようなアリストテレスの主張に眉をひそめる人は少なくないだろう。たしかに、彼の立場はある意味で全体主義 (totalitarianism) であり、⁽⁴⁾ 実際には、アリストテレスがここで称賛するラケダイモン (スパルタ) は全体主義国家として有名である。しかし、彼は『政治学』の中で、軍事的全体主義国家としてのラケダイモンとそこで展開される教育をしばしば批判する (II.9, 1271a41-b10, VII.14, 1333b5-10, VII.15, 1334a40-b2)。⁽⁵⁾ コッポラケダイモンが称賛されているのは、あくまでも「自分がよいと思う独自の教科を教える」当時の非体系的な教育体制を批判するためであると思われる。

三 音楽教育と余暇

前節では、最善の国家における立法家の任務が余暇を適切に過ごすことができるような法律を制定すること、そして、そのような法律のもとで公教育を実施することであることが確認された。本節では、その公教育のうちでも音楽教育に着目し、それと余暇の関係を考察したい。

アリストテレスが余暇のための公教育として音楽教育を想定していたことは確実である。彼は『政治学』第八卷第三章にて当時の教育内容であった「読み書き」、「体育」、「音楽」、そして「図画」を提示したうえで、他の三つと比較して、音楽が無益なものではないか、という批判を検討する。アリストテレスはここで、前節で参照したような余暇を過ごすことこそが望ましいという議論を繰り返した後、「……」明らかにまさにそのため「余暇を過ごすため」にこそ先人たちは音楽を導入したのである」(VIII 2, 1338a22)と述べる。この言明からは、彼があくまでも当時の教育内容を前提したうえで、その中から余暇に必要なものとして音楽教育を選択していることが理解される。アリストテレス自身は、「……」自由人にふさわしく美しいからこそ、息子たちに教えなければならぬ教育があることは明らかである。しかし、それが数として一つか、あるいは多数か、またそれがどのようなものか、いかにして教えるべきか、それらのことについては後で述べねばならない」(VIII 2, 1338b30-34)とどうスタンスを取る。しかし、「現存する本書『政治学』ではこの約束は果たされていない」⁶⁾のだから、余暇と公教育の関係性について考察する際、さしあたり音楽教育を検討する以外の道はわれわれに残されていないだろう。

さて、『政治学』の教育論を考察する際、最善の国家で余暇に行うべき事柄がしばしば問題とされる。第一節で確認したように、アリストテレスにとって哲学的観想活動が最も尊重されるべきものであることは疑いえないだろう。しかし、それ

は最善の国家の市民は全員が哲学的観想活動を行わなければならないのか。アリストテレス自身は、哲学的観想に必要であることが予測される観想的理性に基づいた行為をすべての人が実行することは困難であると示唆しており（VII 14, 1333a24-30）、その可能性に懐疑的であるように思われる。そこで、解釈者たちは『政治学』において音楽教育が重視されていることから、最善の国家の教育論について「余暇に行われるべき最善の活動は哲学であるが、哲学者以外の人々は音楽に関わる事柄を行うべきだ」というように想定した。そうすると、解釈者たちはアリストテレスに以下のような主張を帰していることになるだろう。

(μ) 音楽の公教育を行うことで、音楽という観想活動で余暇を過ごすことができるようになる

これは「音楽の公教育を行うことで、音楽（活動）で余暇を過ごすことができるようになる」という主張と同義ではない。しかし、『ニコマコス倫理学』と同じく『政治学』においても余暇のうちに幸福があり（VIII 3, 1338a16）、後述するように余暇で行われるべき活動としては観想活動が想定されているので、「音楽で余暇を過ごす」という主張にコミットする人は、(μ)を暗黙の前提として有しているように思われる。それゆえ、(μ)は『政治学』の教育論を考察するうえで重要なものであることが理解される。

しかし、(μ)がアリストテレスの想定か否かは検討の余地がある。本稿におけるこれまでの議論は以下の三点を明らかにしていた。

(α) 余暇のうちでなされるべきは観想活動である（第一節）

(β) 余暇のための教育は公教育でなければならない（第二節）

(γ) 余暇に必要な教育内容は音楽である(本節前半)

これら(α)、(γ)から先の(μ)を導出することはできない。そのためには、(α)を以下のように修正する必要がある。

(α') 余暇のうちでなされるべき観想活動は音楽である

それゆえ、(μ)を検討するためには、この修正の妥当性を考察する必要がある。

この問題をより適切に理解するためには、(α')を採用する先行研究の中から、岩田とKrautの解釈を参照しよう。岩田は音楽の原語ムーシケーについて「ピタゴラス学派では、それは哲学の同義語であったが、一般的には、詩や文学、つまり人文系統の詩文全体を指」すほど広い意味を有すると主張する⁸⁾。そのうえで、「この「ムーシケーという」営みに従事することが、一般市民にとつての観想的生活に相当する」と結論するのである⁹⁾。またKrautも、岩田と同じく、哲学者ではない市民たちが音楽を行うことを推奨しているとアリストテレスの思想を解釈している¹⁰⁾。ただしその際の彼の戦略は、哲学と音楽が真理に関わる点で類似していることを示すことで、観想 \equiv 哲学と音楽を接続するというものであると思われる¹¹⁾。

岩田とKraut両者の解釈に共通するのは、余暇の中でなされるべき観想活動とは哲学である、あるいはその活動の一部は哲学である、と主張する態度である。そのうえで、哲学と音楽が同一もしくは類似したものであるということを主張できれば、(α')を導くことができるというのが彼らの想定であるように思われる。

【岩田解釈と(α')の導出】

- (δ) 余暇のうちでなされるべき観想活動は哲学である
- (ε) 哲学という営みはムーシケー⁽¹²⁾の一部である
- それゆえ、(α') 余暇のうちでなされるべき観想活動はムーシケーである

【Kraut解釈と(α')の導出】

- (δ) 余暇のうちでなされるべき観想活動は哲学である
- (ζ) 哲学と音楽は真理に関わる点で類似している
- それゆえ、(α) 余暇のうちでなされるべき観想活動は音楽である

この推論のうち、(δ)については岩田とKrautの両者の解釈がともに前提するものである。他方、哲学と音楽の類似性を示そうとする際、両者の戦略は異なったものとなる。いずれにせよ、(α')の真偽が(δ)と(ε)ないし(ζ)の真偽に依存することは明らかだろう。

まず(δ)については、それが真であることを積極的に否定する必要はない。アリストテレスは第七卷第一四章で「劣つたものはつねに、より優れたもののために存在する」(1333a21-22)と述べたうえで、前者に実践的理性および仕事を、後者に観想的理性および余暇を割り当てている(1333a23-45)⁽¹³⁾。そして、彼自身の見解と明言されているわけではないが、観想活動を哲学と同定する箇所が存在する(VII 2, 1324a25-29)。先に示したように最善の国家のすべての市民が哲学的観想活動を実行できるか否かは問題となるものの、『ニコマコス倫理学』と『政治学』の強い関係性を考慮すれば、哲学を観想活動のモデルと解することは間違いとまでは言えないと思われる⁽¹⁴⁾。

しかし仮に(δ)を認めるとしても、(ε)と(ζ)を真なる言明と解することは難しい。岩田が(ε)を主張する際に依拠するのはムーシケーという言葉の歴史的用法であり、アリストテレスのテキストのうちに根拠を見出しているわけではない。他方、Krautは(ζ)のために様々なテクスト的根拠を提示するが、そこで挙げられているテクストは哲学と音楽が何らかの点で類似している可能性は示すことができて、それが真理に関わる点で類似していることの確証に至るものではない。⁽¹⁵⁾

それゆえ、(α')は成立せず、結果として(μ)を主張することもできない。実際にアリストテレス自身も音楽教育の目的について問いかける際、「余暇の暮らしや思慮に対して何らかの貢献をするものであろうか」(VIII.5, 1339a25-26)と慎重な表現を用いている。そこで、本稿では先の主張を弱め、より穏当な解釈を提示することにしたい。それは、先の主張を以下のように修正することである。

(μ) 音楽の公教育を行うことで、観想活動で余暇を過ごすことができるようになる

或る研究者が述べるように「彼『アリストテレス』が実際に述べていることをもとにわれわれの見解を構築すべき」であるならば、われわれは(μ)ではなく(μ')を受け入れるべきだろう。⁽¹⁶⁾

四 余暇における観想活動のための音楽教育

前節では岩田とKrautの解釈に反論したうえで、本稿の解釈(μ')を提示した。本節では、この(μ')への想定上の反論に応答することで、本稿の解釈をより確かなものとすることを目指す。

さて、(μ) への次のような反論が予想される。(μ) においては、音楽教育の意義は明らかであった。音楽教育をするこ
とで、実際に余暇において音楽という観想活動を行うことができるようになる。他方、(μ) では音楽教育の意義が不明瞭で
ある。すなわち、この解釈が妥当なものであれば、音楽教育は余暇における観想活動にいかなる寄与を果たすことができ
のだろうか。

アリストテレス自身は、音楽が (一) 遊びや息抜き、(二) 徳の教育、(三) 余暇の暮らし (*skholē*) のいずれに関わるか
を問うたうえで、「音楽はそれらすべてに位置づけるのが理にかなっていて、それらすべてに関与すると思われる」(VIII.5,
1339b14-15) と主張する。余暇と公教育の関係を考察するために重要であるのは (三) であるが、その内実についてはそれ
ほど明白でない。そのような理由から (μ) のような解釈が生じうるのだろう。それゆえ本稿では、アリストテレスが (三)
で意図していることを明確化しなければならない。ここで重要となるのは「快樂」の位置づけである。

しかしながら、人々にはもはやこの快樂を同じものであるとみなさず、各人は、自分に合うものと自分の状態を快樂とみ
なすのであり、最善の人は最善のものを、つまり、最も美しいものから生じるものを快樂とみなしている。したがって
(*skholē*)、余暇において時を過ごすために、何らかのことが学ばれ、教育されねばならず、しかも、そうした教科や学習
は、それ自体のためになされるが、他方、仕事のための教科や学習は、必要不可欠なものとして、他のためになされる
べきことは明白である。この理由から、先人たちは音楽を教育に組み入れたのであり「……」(VIII.3, 1338a7-14)

人によって快樂と見做すものが異なる。最善の人にはその人にふさわしい快樂があり、それは「最善のもの」「……」、つま
り、最も美しいものから生じるもの」である。本稿第一節で示されたことを考慮すれば、これは観想活動から生じる快樂を
示すと理解することができる¹⁸⁾。そしてこの快樂を味わうために、音楽教育がなされるべきなのである。

先の引用は以上のようにまとめられるものの、実際には引用中の「したがって」が前後の主張をどのように接続しているかは定かではない。最善の人々は観想活動から生じる快楽を味わう必要がある。しかし、それがなぜ、音楽教育を行う理由になるのだろうか。(E)のように観想活動としての音楽を実行するためでないとすれば、ここには隠れた前提が存在するよう思われる。

ここで『政治学』第八卷第五章に目を転じよう。そこでアリストテレスは(一)遊びによる息抜きも(三)余暇の暮らしも快楽を持たねばならないので、「目的」である余暇の暮らしだけでなく息抜きのためにも、若者は「最も快いものの一つ」である音楽を教育される必要があると主張する(VIII 5, 1339b15-31)。これまでの考察から明らかのように、余暇の暮らしで行われるべきは観想活動である。さて、この箇所が続くVIII 5, 1339b31-42の議論は、音楽の以下の二つの特徴を前提としている。

(A) (他の三教科と異なり)さらなる目的を持たない

(B) 快楽を持つ

というのも、当該箇所ではこれらの派生と思われる以下の特徴が示されるからである。

(A-1) 過去に生じた「労苦や苦痛」の解消を目的とするためさらなる目的を持たない

(A-2) それ自体が目的であるためさらなる目的を持たない

(B-1) 偶然の快楽を持つ

(B-2) 偶然でない快楽を持つ

(A-1) が (B-1) の理由に、(A-2) が (B-2) の理由になっている。余暇における観想活動は、「これ〔余暇を美しく過ぐすこと〕こそが他のあらゆることの出発点 (*axioma*) である」(VIII 3, 1337b32) と述べられることから理解されたとおりそれ自体が目的であるので、(A-2) とそれに基づく (B-2) の特徴を持つていなければならないだろう。¹⁹⁾ 他方、音楽は遊びにも用いられ、ここでは (A-1) とそれに基づく (B-1) を有する可能性がある。それゆえ、音楽と余暇における観想活動は同一ではない。しかしそれでも、音楽は (A-2) および (B-2) を観想活動と共有しうるのである。

したがって、音楽が (A) と (B) (より精確には (A-2) と (B-2)) の両規定を有することが、VIII 3, 1338a7-14 における隠れた前提となっていると本稿は解釈する。すなわち、「余暇の暮らしを与えるのは適切ではな」(VIII 5, 1339a29-30) く、それゆえ観想活動も行えない子どもや若者が、将来最善の人々となって観想活動から生じる快楽を味わうための準備として、四教科中で (A-2) と (B-2) の特徴を観想活動と共有する唯一の教科である音楽が教育されねばならない。音楽が哲学的観想活動の代替物であるのは、(E) が示すような余暇の暮らしの中ではなく、余暇の暮らしのための教育の場面においてである。それゆえ、音楽教育は (三) 余暇の暮らしのためになされる。²¹⁾

また、音楽教育は (一) 遊びや息抜きと (二) 徳の教育の点においても余暇における観想活動のために有益である。(一) アリストテレスは奴隸や日雇い人ではない最善の国家の部分たる市民について考察する文脈において、そのような人々も余暇のための仕事を行う (VIII 14, 1333a1-b1, VIII 3, 1337b29-32)、その仕事は「労苦と緊張を伴う」(VIII 3, 1337b39-40) と考えている。²²⁾ したがって、そのような人々も「劇場」で観客となり「自由市民で教養ある者」(VIII 7, 1342a19) にふさわしい音楽を聴くことで快い「息抜き」をすることが予測される。さらに (二) 「平和に暮らし、余暇を過ぐすときにはいっそう必要である」(VIII 15, 1334a25) 節度と正義は、快いものである音楽によって「立派な性格と美しい行為を正しく判断し、喜ぶこと」を通じて身につけられるだろう (VIII 5, 1340a14-18)。それゆえ、余暇における観想活動のためには、仕事の息抜きを適度に行い、性格に関わる徳を習得する必要がある。

本稿は、音楽教育のすべての側面(一)―(三)において快楽を重要なファクターと解している。この解釈には以下のテクストを根拠に異議が申し立てられるかもしれない。

とはいえ、探究すべきは、そのようなことが付随的に起きるにせよ (*ouffberne*)、音楽の本質 (*weis*) が、語られてきた必要性よりもいっそう価値あるものではないかということであり、そして、誰もが享受できる音楽の共通の快楽を分け持つだけではなく(なぜなら、音楽は自然本性的な快楽を持つので、どのような年齢層にも、どのような性格の者にも、音楽の使用が愛されるから)、性格や魂に対してそれが何らかの仕方で貢献するかを見届けなければならぬ。(III 5, 1339b42-1340a6)

Lord は、この箇所の *ouffberne* と *weis* の対比を、音楽にとって付帯的なものとしての快楽と本質的なものとしての(徳の)教育を説明するものと解する⁽²⁴⁾。この解釈のもとでは、本稿の議論は音楽にとって付帯的に過ぎない快楽に過度な役割を与えていることになる。

しかし、アリストテレスの議論はそれほど単純なものではないだろう。この引用箇所において、音楽の本質が徳の教育であると明言されているわけではない。また、*Schürumpf* が示唆するように、この箇所の *ouffberne* は偶然的な快楽を指している可能性もある (cf. EN, VII 14, 1154b16-20)。*κῆρυξ* 仮に Lord によるこの同一視を認めたとすれば、アリストテレスは(一)―(三)のうちで(二)に特権的な地位を与えていることになるが、余暇の過ごし方を重視する『政治学』の文脈上、それは不自然でもあろう⁽²⁵⁾。そこで本稿ではむしろ「誰もが享受できる音楽の共通の快楽を分け持つだけでなく」(傍点筆者)をより積極的な言明として捉えることを提案したい。ここでは、音楽が誰でもアクセス可能な共通の快楽を有することが前提とされている。たとえこの快楽が付帯的なものであったとしても、そのゆえに万人に愛される音楽は他の教科に比べ

教育の際のアドバンテージを持つ（cf. VIII 5, 1340b14-17）。それゆえアリストテレスは、音楽教育について述べる際、快楽に着目しているのである。

以上から、最善の国家における余暇の観想活動のために、音楽教育が（一）―（三）のあらゆる点で有益であり必要だということを示された。それゆえ、本稿の提示する（μ）への想定上の反論は妥当なものではないだろう。

おわりに

本稿の考察は、アリストテレスにとって、公教育としての音楽教育に基づく、観想活動こそが余暇の適切な過ごし方であることを示した。さて、そもそもなぜ解釈者たちは（μ）を提示したのだろうか。それは、音楽教育が哲学的観想活動を行えない人々をも幸福にしうることを主張するためであろう。（μ）ではなく（μ）を採用した場合、この人々の幸福への道は閉ざされてしまうのだろうか。

第一節末尾で示したように、アリストテレスにとっては知性が最重要の徳であり、それを働かせる哲学的観想活動が「もっとも完全な幸福」であった。しかしその一方で、彼は「その他の徳「性格に関わる徳」に基づいた生き方もまた、第二義的に幸福な生き方である」と述べたうえで、性格に関わる徳と思慮の相互依存性に言及する（EN, X 8, 1178a9-19）。そうすると、哲学的観想活動を行えず余暇を適切に過ごせない人であっても、性格に関わる徳と思慮の両者を保有していれば幸福たりえるだろう（cf. VII 1, 1333b21-23, VII 14, 1333a29-30）。

そしてアリストテレスは、音楽教育が性格に関わる徳のみならず、この思慮の獲得にも関係していることを示唆する（VIII 5, 1339a25-26）。その根拠となりうるのは、音楽は言葉（*logos*）の使用を通じて（cf. VIII 6, 1341a24-25）思考（*diánoia*）に寄与するということである（VIII 6, 1341b6-8）。そして、彼にとっては思慮も観想に必要な知性も「思考に関わる徳（*diánoitiki*

open)」である。それゆえ、音楽が思考に寄与することは、思慮と知性の両者に、ひいては完全な幸福と第二義的な幸福の両者に寄与することと同義である。

また、アリストテレスは観想的理性に基づいた行為をできる人は実践的理性(思慮)に基づいた行為もできると考えている(VII 14, 1333a24-30)⁽⁸⁾。『ニコマコス倫理学』においても「人間として、多くの人々とともに生きるかぎり、観想する者といえども、「性格に関わる」徳に基づいた事柄を行うことを選び取るのである」(EN, X 8, 1178b5-6)と述べられており、先述したように性格に関わる徳を有する人は思慮も有していなければならぬ。余暇における観想活動には思慮が必要とされ、(一)ー(三)に加えその思慮の育成にも関わるという点で、音楽教育は余暇のための公教育にふさわしい。これが本稿の結論である。

参考文献

- Barker, E. (1946) *The Politics of Aristotle: Translated with an Introduction, Notes and Appendixes*, Oxford: Oxford University Press.
- Barnes, J. (1990) 'Aristotle and Political Liberty' in Patzig, pp. 249-263.
- Bywater, I. (1894) *Aristotelis Ethica Nicomachea*, Oxford: Oxford University Press.
- Destrée, P. (2013) 'Education, Leisure, and Politics,' Deslauniers, M. and P. Destrée ed. *The Cambridge Companion to Aristotle's Politics*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 301-323.
- ラヴィット・グレーバー(2020)『ブルシット・ジョブ——クソ仕事でもいい仕事の理論』(酒井隆史・芳賀達彦・森田和樹訳)、東京、岩波書店。
- 出隆訳註(1968)『形而上学』、アリストテレス全集第二二巻、東京、岩波書店。
- 岩田靖夫(2010)『アリストテレスの政治思想』、東京、岩波書店。

- Jaeger, W. (1957) *Aristotelis Metaphysica*, Oxford: Oxford University Press.
- 加藤守通 (2009) 「哲学と教育」今井康雄編『教育思想史』東京、有斐閣、pp. 31-48.
- 神崎繁訳註 (2014) 『ニコマコス倫理学』、新版アリストテレス新全集第一五巻、東京、岩波書店。
- ・相澤康隆・瀬口昌久訳註 (2018) 『政治学』、新版アリストテレス全集第一七巻、東京、岩波書店。
- Kraut, R. (1997) *Aristotle Politics Books VII and VIII: Translated with a Commentary*, Oxford: Oxford University Press.
- (2002) *Aristotle: Political Philosophy*, Oxford, Oxford University Press.
- Liddle, H. G., R. Scott and H. S. Jones (1996) *A Greek-English Lexicon*, 9th ed., Oxford: Oxford University Press.
- Lord, C. (1982) *Education and Culture in the Political Thought of Aristotle*, Ithaca: Cornell University Press.
- Nightingale, A (1996) 'Aristotle on the "Liberal" and "Illiberal" Arts,' *Proceedings of the Boston Area Colloquium of Ancient Philosophy* 12, pp. 29-58.
- Patzig, G. ed. (1990) *Aristoteles' "Politik": Akten des XI. Symposium Aristotelicum*, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht.
- Ross, W. D. (1957) *Aristotelis Politica*, Oxford: Oxford University Press.
- Schütrumpf, E. (2005) *Aristoteles Politik Buch VIII/VIII*, Berlin: Akademie Verlag.
- Simpson, P. (1998) *A Philosophical Commentary on the Politics of Aristotle*, Chapel Hill: The University of North Carolina Press.
- Solmsen, F. (1964) 'Leisure and Play in Aristotle's Ideal State,' *Rheinisches Museum für Philologie* 107, pp. 193-220.
- Sorabji, R. (1990) 'Comments on Barnes,' in, Patzig, pp. 264-276.
- Stalley, R. (2009) 'Education and the State,' in G. Anagnostopoulos ed. *A Companion to Aristotle*, New Jersey: Wiley-Blackwell, pp. 566-576.

註

- (一) グレーバー (2020: 294).

- (2) アリストテレスの著作からの引用と参照については、巻、章、ページ版のページ数と行数を、Liddle, Scott and Jones (1996) (以下LSJ) による著作名の略号を加えて指示する(『政治学』については略号を省略する)。引用の際には参考文献に挙げている邦訳を参照したが、OCT版を底本として訳文や訳語を断りなく変更した箇所も多い。また、(一)は原語を、「」は筆者による補足ないし説明を示す。以下同様。
- (3) $\eta\eta\eta$ では、知恵を構成する知識 (*epistēmē*) と知性 (EN, VI 7, 1141a18-20) のうちの後者に重きを置いた論述がなされている。
- (4) Barnes (1990: 259-263) によるそのような評価と、それに反対する Sorabji (1990: 267-273) のコメントを参照せよ。
- (5) これらの箇所の参照は神崎・相澤・瀬口 (2018: 423, n. 1) に拠る。Cf. Destrée (2013: 309)。
- (6) 神崎・相澤・瀬口 (2018: 423, n. 10)。[] 内筆者。
- (7) (セ) に類する $\eta\eta\eta$ を明言するものと $\eta\eta\eta$ Destrée (2013: 316-319) ‘明言しないものとして加藤 (2009: 45-47) がある。
- (8) 岩田 (2010: 243)。
- (9) 岩田 (2010: 243)。[] 内筆者。
- (10) Kraut (2002: 201-202)。
- (11) Kraut (2002: 201-202)。Cf. 神崎・相澤・瀬口 (2018: 435, n. 5)。
- (12) 以下、岩田の想定する音楽を「ムーシケー」と表記する。
- (13) Cf. Kraut (1997: 138-139)。
- (14) Cf. Simpson (1998: 238)。
- (15) また、仮に(セ)が真であったとしても、哲学と音楽の類似性から(α)を導くことはできないかもしれない。
- (16) Solmsen (1964: 217)。[] 内筆者。
- (17) それでは哲学的観想活動を行えない人々は何を行えばいいのだろうか。この問題については「おわりに」を参照。
- (18) Cf. Kraut (1997: 182)。
- (19) Cf. 神崎・相澤・瀬口 (2018: 419, n. 3)。
- (20) 『ニコマコス倫理学』において、観想活動の特徴として「それ自身以外のいかなる目的のために目指されることもなく、しかも完

全で自身に固有の快楽を備えている」(EN, X7, 1177b19-21)と云うことが挙げられている。

- (21) また、「音楽を学ばせることで、「それ自体で価値のあるものと手段としてのみ価値あるもの」を区別する能力を養うことができる」と Stalley (2009: 575-576) の解釈も参照。
- (22) たゞせば Kraut (2002: 200) は「政治的活動」をそのような仕事として想定しているように思われる。
- (23) たゞし Solmsen (1964: 214) が述べるように、「息抜きとしての音楽は『仕事』のうちで、有益であることはできない」(傍点筆者)。
- (24) Lord (1982: 82-83)。
- (25) Schitrumpf (2005: 610)。
- (26) Cf. Nighthale (1996: 39-40), Destree (2013: 317)。また Kraut (1997: 192) は、(一)が(二)に優先されるトアリストテレスが明言してゐることに注意を促してゐる。
- (27) Barker (1946: 320)。
- (28) 神崎・相澤・瀬口 (2018: 399, n. 10) が示すようにこのテキストに関する論争があるが、可能ないずれの解釈からもこのような主張が導出できる。

本研究は、JSPS 科研費「P21K12837」の助成を受けたものです。

(環太平洋大学次世代教育学部・講師)